

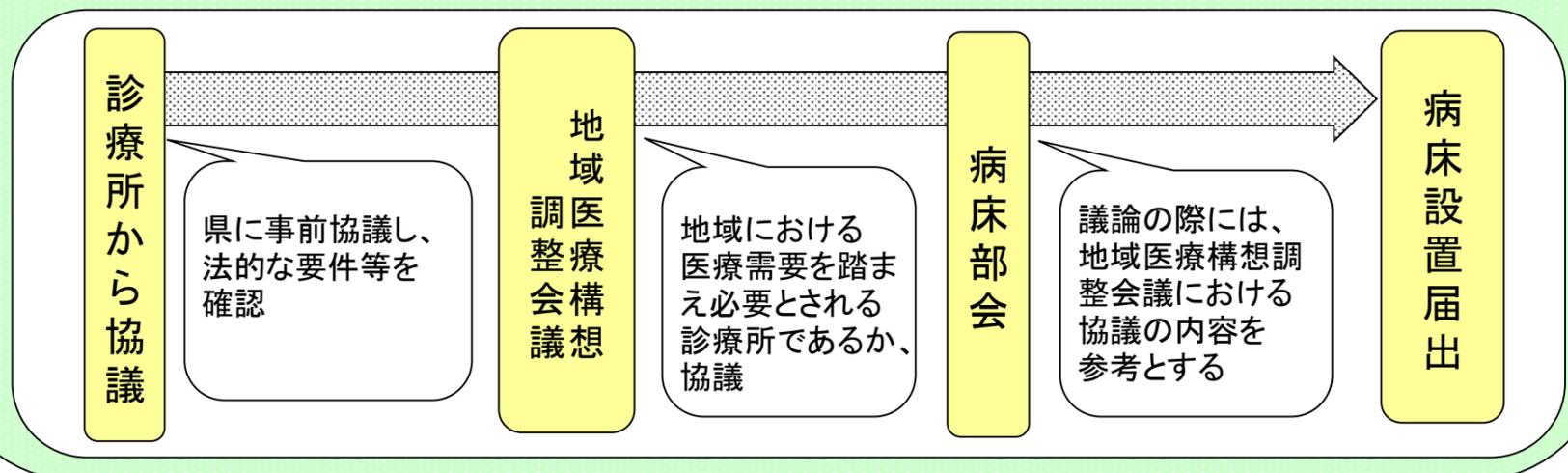
診療所

特例適用診療所について (医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号)

都道府県知事が、都道府県医療審議会の意見を聴いて、地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として認めるもの、へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所と認めるものに、療養病床又は一般病床を設けることができる特例措置（医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号）。

第1号関係 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所
第2号関係 へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療
その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所

※ 厚生労働大臣の同意は必要としない。



病院

病院の特定の病床等の特例について (医療法第30条の4第9項、施行規則第30条の32の2第1項)

病院において、次の機能を提供する場合については、厚生労働大臣の同意を得たうえで、当該機能に係る病床の設置、若しくは増床が可能となる特例措置。

(医療法第30条の4第9項、施行規則第30条の32の2第1項)

第1号関係 がんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関する医療
第2号関係 小児疾患に関する医療
第3号関係 周産期疾患に関する医療
第8号関係 緩和ケアに関する医療 ほか

